

# あすの会解散とつなぐ会 引き続き犯罪被害者の権利実現のために

犯罪被害者の会・つなぐ会 運営委員長 寺田 眞治

犯罪被害給付制度発足40年と民間の犯罪被害者支援30年を迎えられるにあたり、御祝い申し上げますとともに厚く御礼申し上げます。特に、犯罪被害救援基金につきましては、被害を受けた年より二人の子供が大学卒業に至るまで奨学金を頂き、亡き妻も感謝致しているのではないかと考えています。

さてこの度、「あすの会が果たした役割とつなぐ会の活動が目指すもの」とのテーマで執筆依頼を頂き、私にその資格があるのかと途惑いましたが、私が見てきたあすの会、と読み替えて書かせて頂くことと致します。

全国犯罪被害者の会（通称：あすの会）は、2018年（平成30年）6月3日、第16回最終大会にて解散しました。岡村弁護士を中心にした「あすの会」の18年間の闘いともいえる活動が終わったわけです。岡村顧問におかれましては、解散した後も私財を投じながら残務整理に2年を費やされたと聞き及んでおります。「会」の設立から幕を閉じるまで、どれだけ感謝してもしきれない思いです。

会が果たした役割の一番は、棄民扱いであった犯罪被害者とその家族・遺族には、被害から回復する権利が有り、その権利を堂々と主張して良いのだ、と「権利の主体」として世間に認知させた事ではないかと考えています。設立から犯罪被害者等基本法の成立までの経緯につきましては、10年前の貴会記念誌に、当時の林良平代表が寄稿されていますが、岡村顧問の下に集まった犯罪被害者の無念のパワーが、当時の小泉首相を動かしました。2003年7月の総理との面会実現から基本法の成立までわずか1年半。相当大きな力が作用したと推察されます。

当時、自民党では上川陽子議員がプロジェクトチームを牽引され、野党では現明石市長の泉房穂議員（当時は、自称「チャリンコ議員」で、フットワークの軽さが売りでした）が奔走して下さり、2004年12月1日、犯罪被害者等基本法は成立しました。

私の妻は、2003年2月21日（金）、電話番号案内のパートを終え、最寄り駅より公園横の歩行者道路を徒歩にて帰宅途中、ひたたくり事件に遭い、大腿部を鋭利な刃物で刺され失血死しました。犯人は、未だに捕まっておりません。

私は、事件から4か月後の同年6月からあすの会の「関西集会」に参加しました。後で知る事になるのですが、事件の翌日22日と23日は地元の神戸三宮センター街で、第5回街頭署名（犯罪被害者の刑事司法の実現、訴訟参加、損害回復を求める）が行なわれていました。翌年の一周忌になっても犯人が捕まらない為、2回目の情報提供を求めるビラ配りをしましたが、関西集会の皆さんにお願いし、署名も一緒に集めて頂きました。この時には、私の友人や、妻の出

身校の親和女子大卒業生の方、勤めていた垂水電話局の副所長さんらが署名用紙を持ち帰って、集めた署名を後日郵送して頂きましたので（当時の）林良平幹事に託しました。

基本法制定後は、基本計画の策定検討会、法制審議会や各検討会の委員・構成員に、岡村顧問はじめ、幹事の皆さんが着任し、「被害者は支援の対象ではなく、権利の主体である」との主張を貫き、被害者視点での法整備に尽力されました。

あすの会解散後、2018年7月1日に「関西集会」は、つなぐ会として発足する事を決め、9月2日に「幻の200回記念（集会）～そして つなぐ会～」と題して集会を開催しました。本会においても、被害者は権利主体であるという主張を堅持し、活動を続けています。林良平理事は、大阪府犯罪被害者等支援条例懇話会に委員として参画され、被害者の立場から孤軍奮闘されました。2019年4月1日施行の条例第三条「基本理念」には、犯罪被害者個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることが明記され、翌年施行の大阪市条例にも同じ理念が謳われました。府・市の条例制定には、公明党府議会の藤村昌隆議員、市議会の土岐恭生議員が、各議会の取り纏めをして下さり、大変お世話になりました。

全国の地方公共団体では、こうした犯罪被害者等の支援に特化した条例（以下「特化条例」）を制定する動きが広がってきています。

私の住む兵庫県ですが、県のホームページに、『基本法を踏まえ、「地域安全まちづくり条例」に「犯罪被害者等に対する支援」を盛り込み、国や関係機関、民間団体と協働して犯罪被害者等に対する支援に取り組むこととしており、知事部局では地域安全課が施策の総合調整役を担っています。』とし、『地域安全まちづくり条例（2006年4月1日施行）の第15条（全17条）に、「県は、国及び犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）による被害を受けた者等（以下「犯罪被害者等」という。）を支援する活動を行う機関又は団体と協働して、情報の提供、相談の実施その他の犯罪被害者等に対する支援に努めるものとする。』と明記はされていますが、特化条例はありません。今や、特化条例がなければ、犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な支援を促進している地方公共団体として含まれない、という動きになってきています。

そこで私達は、「兵庫県に、犯罪被害者等権利条例を！」と題して2020年3月14日にシンポジウムを開く事としました。チラシを作成し、兵庫県や県内各市町の犯罪被害者担当部署に案内を出し準備しました。兵庫県知事向けの請願書「案」では、以下のように意見を表明しました。『地方自治体においては、ようやく近年「犯罪被害者等支援条例」の制定が広がりつつあります。しかしこれらは被害に遭った人を支援するという受け身に過ぎません。その概念の転換が必要と思われます。つまり、日本国民として生まれた時に、万が一その生涯において被害者となった場合、「救済される権利を持つ存在」とした条例の制定が必要と思われるからです。』

請願の内容について、シンポジウムの最後に会場での賛同を得たものを、県に提出しようとする計画でした。

しかし大変残念なことに、この度のコロナ禍で開催は中止としました。中止の案内には、『今、

コロナウイルスに罹患したらどうするかが国民の目の前に現実として迫っています。「犯罪の被害」をこの「ウイルス罹患」と同じと置き換える思考も必要ではないでしょうか。同根ですから。このお知らせが、いつどこでだれが被害者になるかもしれない問題への対応が全国共通であるべき、という問題提起であることをご理解いただければ幸いです。』としたためでしたが、コロナ禍が落ち着いた暁には開催できればと願っております。

前述した「つなぐ会」の活動としては、2019年8月10日、メディア懇談会と称し、京阪神地域の新聞社・テレビ局・ラジオ局に声を掛け、懇談会を行いました。講師に、門田隆将氏・泉房穂明石市長をお招きし、それぞれ「被害者とメディア間の問題」・「犯罪被害者条例の重要性」といったテーマでお話し頂き、その後ディスカッションを行いました。

メディアの取材と被害者間の問題・条例の重要性とメディアの役割・被害者問題を若い記者にどう考えてもらいたいのか・被害者の実名報道について等々、話し合うことができ、参加者から好評を得ました。

2019年12月1日には、犯罪被害者週間の行事として、『「犯罪被害者が考える犯罪被害者の権利」被害者からみた裁判員裁判の10年・被害者参加制度から10年』のテーマでシンポジウムを開きました。主講演を、元あすの会副代表で顧問弁護士団の、高橋正人弁護士にお願いしました。以下アンケートの結果です。

『・「権利」が根幹にあり、「支援」があると気付きました。』

『・高橋弁護士のお話とても有意義で、これまでのこと（基本法= 権利）、今後の課題良く分かりました。』

『・高橋弁護士の話が最近のトピックスを踏まえた話であり、意義深い支援ではなく権利が必要であることがよくわかった。概要がよくわかった。』

『・当初、裁判員裁判の目的であった“民意の反映”。これは今、どこに置き去りになっているのか。これを変えるにはまた国民の声が必要。そのためにマスコミとしても伝えることを続けなければいけないと感じました。』

このように、開催した意義を実感する感想を頂きました。

そして、2019年12月19日には、法務省にて宮崎政久法務大臣政務官に「犯罪被害者等に対する加害者に関する情報提供の制度の拡充等を求める要望書」を提出致しました。

これは、「被害者等通知制度」について、制度上では加害者の処遇状況は通知されるようにはなったが、その内容は極めて限定的であり、無機質で冷たい印象を持たざるを得ないとして、より被害者の心情をくみ取った情報の通知拡大を要望するものでした。この要望書を提出する際にも、上川陽子議員にお世話になり、政務官との面談を実現して頂きました。具体的には、加害者の死亡は、捜査、公判、服役、保護観察のいずれの段階であっても、犯罪被害者等にとって重大かつ深刻な衝撃を受ける事項であることから、前記のいずれの段階であっても、制度に基づき連絡・通知等を希望している犯罪被害者等に対しては、当該死亡した事実のみならず、死亡した際の状況や加害者が残した当該死亡に関連する資料等の内容について、迅速かつ適切に説明または提供をすることを求めました。本来自分たちが知るべき情報が、たとえばメディ

アを通して初めて知ったり、通知されていない内容が新聞などにより詳しく書かれているというのは、当事者である被害者やその家族にとってはさらなる精神的苦痛を与えるものです。そういった二次被害を避けるためにも、通知制度の改善拡充を求めた次第です。

目下、コロナ禍で、集会を開くことがままならない状況ですが、「被害者の権利」の確立にはまだ課題が残っていますし、私の事件の犯人も捕まっておりません。皆、すり減った心や身体をふるい立たせ、活動を行っております。もう少し頑張るか、の思いです。前述しました、「兵庫県に、犯罪被害者等権利条例を！」これは何とか実現させたいと思っております。引き続きご支援、ご協力をお願いする次第です。また、犯罪被害はどのような人にも無関係ではない問題です。基本法には、被害者の権利を守っていくことは、国民の責務として明記されております。一人一人が主体となってお尽力して頂きたいと思っております。